

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① テラス整備率（％）	57	59	59	59	59	接岸延長に対するテラス整備延長
	② 土と緑の堤防整備率（％）	46	47	47	47	47	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない。 ・沿岸のうち小規模敷地が集積している地域では、現在の事業スキームでは実施が困難であることから、東京都が新たな手法を検討する必要がある。 ・旧小台橋小学校前のスーパー堤防整備に係る確認書締結にあたり、前提となるあらかわ遊園の拡張整備内容が決まっていない。 ・当面のスーパー堤防化が困難な区間について、テラスの先行的整備について情報収集と働きかけを行っていく必要がある。
	<p>（実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都施行（隅田川） 港、江東、中央、墨田、台東、足立、北 ・国施行（荒川・江戸川・多摩川） 江東、江戸川、墨田、葛飾、足立、北、板橋、大田、世田谷

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都と連携を図り、スーパー堤防の整備を促進し、整備率を向上させる。	西尾久三丁目地区（公園工区）の合意書締結に向けた協議を行った。	旧小台橋小及び尾竹橋公園区間について、確認書の締結を行う。
②	要請があれば、東京都が行う新たな事業スキーム検討に参加する。	スーパー堤防化が当面見込めない区間の整備について情報交換を行った。	既存防潮堤（かみそり堤防）の耐震改修工事にともなう、テラス整備について東京都に要請する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

況議 （要 旨） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年二定 テラスの連続性確保の要望 ・平成20年四定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について ・平成22年二定 汐入公園防災用の船着場の活用について ・平成22年四定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて ・平成28年 2月 スーパー堤防化に時間を要する区間のテラス先行整備について
--------------------------	---

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	61.5	62.4	63.5	65.0	66.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	② 不燃領域率（町屋・尾久）（%）	58.3	59.0	59.6	62.0	64.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 個人の資産である住宅については、ライフサイクルに合わない助成制度があっても建替えが進まない。 新たに位置付けられた防災生活道路の整備について検討を行う必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	改定に向け、都と一層連携を図る。	改定に向けた協議で、区の要望を伝え、計画に反映してもらった。	密集市街地の改善に資する事業をより一層推進する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	密集地域の多い当区においては、都と連携を図り、推進計画における位置づけが重要である。

況議 （要 会 質 問 状）	H22年三定：「町屋地区の防災性向上策について」
-------------------------------	--------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-06	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	都市防災不燃化促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	能見
		担当者名	大沼・前川	内線	2821
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	都市防災不燃化促進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	社会資本整備総合交付金交付要綱	
終期設定	●有 ○無 36年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市			
	政策	11 防災・防犯のまちづくり			
	施策	03 災害に強いまちづくりの推進			
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の生命・財産を守る。				
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。※宅地建物取引業者等は除く。				
内容	* 不燃化助成制度の内容 (1) 基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。＜国・都・区＞ (2) 加算助成 ①除却助成費＜国・都・区＞ ②三世帯住宅＜国・区＞(120万円) ③仮住居費＜国・都・区＞(48万円) ④賃貸用共同住宅＜区単＞(100万円) ⑤共同・協調建替え＜区単＞(100万円) ⑥住宅型不燃建築物助成 ＜国・都・区＞(4階以上の住戸面積に応じて助成)				
経過	昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施 昭和60年 4月 三世帯住宅加算制度実施 平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施 平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施 平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱 及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 平成26年 4月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱改正（除却助成費の新設） <事業実施地区> 補助90号線第二:H11.4～31.3 補助90号線第三:H27.10～37.3				
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物へと建替促進を誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である不燃化率を早期に向上させるためにも実施し続ける必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)				

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		39,532	50,626	31,618	21,856	15,417	31,782	54,698
①決算額(28年度は見込み)		22,465	49,952	2,984	16,726	7,859	15,274	54,698	
②人件費等		9,209	9,379	8,072	5,298	8,793	1,539		
③減価償却費		6,972	6,842	5,647	2,704	3,901	683		
【事務分担当量】(%)		240	220	175	80	120	20		
合計(①+②+③)		38,646	66,173	16,703	24,728	20,553	17,496	54,698	
特定財源	国								
	都	都市防災総合推進事業費	9,630	23,070	1,368	1,520			
	都	都市防災総合推進事業費	4,815	10,935	684	1,520			
	その他								
一般財源		24,201	32,168	14,651	21,688	20,553	17,496	54,698	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	放射12号線(補助107号)地区(件数)	-	-	-	-	-	-	-	
	補助90号線地区(件数)	2	3	1	2	-	-	-	
	補助90号線第二地区(件数)	1	4	0	0	1	2	2	
	補助90号線第三地区(件数)	-	-	-	-	-	0	0	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	2,363	旅費	研修会旅費	56	旅費	研修会旅費	36
共済費	非常勤職員共済費	321	需用費	消耗品購入等	166	需用費	消耗品購入等	189
旅費	研修会旅費	32	負担金補助等	建設補助金	15,052	負担金補助等	建設補助金	54,473
需用費	消耗品購入等	68						
負担金補助等	建設補助金	5,076						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 地区不燃化率(%) (補助90号線第二地区)	37.4	37.6	38.2	38.7	38.7	耐火・準耐火建築面積/総建築面積 H30年度 40%
	② 地区不燃化率(%) (補助90号線第三地区)	-	60.7	60.9	61.8	61.8	耐火・準耐火建築面積/総建築面積 H36年度 70%
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 補助90号線第二地区において延焼遮断帯の機能を発揮する不燃化率40%が達成されていない。 補助90号線第三地区における問い合わせが少ない。
	他区の実況 （実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き事業及び助成制度の周知を進めるとともに、新たに事業周知パンフレットの作成を行う。	事業及び助成制度の周知を進めるため、新たに事業周知パンフレットの作成を行った。	補助90号線第三地区における更なる事業周知を図るため、対象区域においてチラシの個別配布を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	延焼遮断帯を形成するため、本事業を推進する。

況議 （要旨） 会 質 問 状	
--------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-08	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	岩本、田中、恩田、竹内	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-01	木造建物耐震化推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	17年度	根拠	荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領	
終期設定	●有 ○無	33年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された木造建物の所有者				
内容	1 補助対象建物 戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・賃貸アパート 2 補助内容 補助金は、戸建住宅（自己用）の場合、次のとおり ・耐震診断費の10/10（限度額30万円） ・耐震補強設計費の2/3（限度額15万円） ・耐震補強工事費の2/3（限度額100万円） ・耐震建替え工事費の2/3（限度額150万円） ・耐震シェルター設置工事の2/3（限度額30万円）：高齢者又障がい者世帯のみ ・防火耐震補強工事費の9/10（限度額500万円）：不燃化特区区域のみ				
経過	平成17年5月	木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定			
	平成20年3月	木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正（補強設計、建替え工事、耐震シェルター工事補助の導入）			
	平成20年12月	木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正（対象建物用途の拡充）			
	平成21年6月	木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（高齢者世帯優遇の導入）			
	平成22年6月	木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（建替え工事の対象の拡充）			
	平成23年10月	木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（高齢者世帯年齢引下げ）			
	平成25年3月	木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（簡易耐震診断を廃止し、一般耐震診断補助制度を新設）			
	平成27年3月	木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（防火耐震補強工事助成の新設他）			
	平成28年3月	木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（高齢者世帯の対象の拡充）			
必要性	当区では木造建物が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率95%を実現する重要な支援策である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	44,038	95,140	99,419	157,590	134,700	226,719	82,550	
①決算額（28年度は見込み）	19,240	78,100	93,985	139,355	73,148	53,614	82,550	
②人件費等	10,656	15,668	10,699	12,259	11,521	7,294		
③減価償却費	5,229	6,376	6,131	6,084	5,852	4,266		
【事務分担当量】（%）	180	205	190	180	180	125		
合計（①+②+③）	35,125	100,144	110,815	157,698	90,521	65,174	82,550	
特定財源	国	住宅・建築物安全ストック形成事業費	8,687	41,366	43,183	61,079	28,042	
	都	木造住宅耐震化促進事業費	1,845	5,053	8,314	9,330	5,903	
	その他							
	一般財源		24,593	53,725	59,318	87,289	56,576	82,550
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	耐震診断支援事業（件）	34	72	92	69	38	35	37
	耐震補強設計支援事業（件）	2	2	6	2	1	6	6
	耐震補強工事支援事業（件）	1	2	3	2	1	5	5
	耐震建替え工事支援事業（件）	10	43	49	64	29	19	25

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	11,348	負担金補助等	耐震診断	10,901	負担金補助等	耐震診断	11,900
	耐震補強設計	300		耐震補強設計	1,500		耐震補強設計	1,350
	耐震補強工事	2,000		耐震補強工事	8,713		耐震補強工事	18,000
	耐震建替え工事	59,500		耐震建替え工事	32,500		耐震建替え工事	51,000
	耐震シェルター設置工事	0		耐震シェルター設置工事	0		耐震シェルター設置工事	300

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 耐震診断支援事業（件）	69	38	35	37	37	25年度に簡易耐震診断から一般耐震診断に変更
	② 耐震補強工事支援事業（件）	2	1	5	5	5	
	③ 耐震建替え工事支援事業（件）	64	29	19	25	25	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に係る問題（費用負担・引越し） ・ 既存不適格建物の補強工事の問題（建物の道路突出が解消できない・防火地域内の防火性能向上に費用がかかる） ・ 高齢者は住宅の耐震化に向けて動くことが難しい（手続き調整・打合せ等） ・ 熊本地震の被害状況等の報道から、再び区民の耐震化に対する関心が高まっている。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震補強工事等の必要があり、耐震補強工事等を行っていない建物所有者への戸別訪問を実施する。	耐震診断を行い、耐震補強工事等を行っていない建物所有者へ意向を聴取した。	引き続き、耐震診断実施済みの建物所有者へ意向聴取を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状	○H26三定 「部分・簡易改修の耐震補強工事助成を検討し、耐震化の促進することについて」 ○H27一定 「耐震化率の状況。危険度の高い地域では実態にあった対策を行うこと。」
--	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-09	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	非木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	岩本、田中、恩田、竹内	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-02	非木造建物耐震化推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・	
終期設定	●有 ○無 37年度		法令等	実施要領	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	1 耐震診断等支援事業：昭和56年以前に建築された非木造建物の所有者 2 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者				
内容	1 耐震診断等支援事業補助対象建物 ・マンション（分譲、賃貸） ・戸建住宅（自己用、貸家） ・診療所 ・町会事務所 ・一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2 耐震診断等支援事業補助内容 補助金は、分譲マンションの場合、次のとおり ・耐震診断費の2/3（限度額100万円） ・耐震補強設計費の2/3（補助限度額100万円） ・耐震補強工事費の2/3（補助限度額1,000万円） 3 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 区が、耐震アドバイザーを派遣し、耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援を実施（無料（3回/棟まで））				
経過	平成19年 5月 分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定 平成20年12月 分譲マンション耐震診断事業制度要綱全部改正（→非木造建物耐震化推進事業制度要綱）、非木造建物耐震化推進事業実施要領制定 平成22年 6月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成22年 8月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成23年10月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成24年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定のため、特定緊急輸送道路沿道建物の事項削除） 平成25年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（文言整理） 平成26年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（文言整理） 平成27年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（文言整理）				
必要性	当区では現行の耐震基準を満たさない非木造建物が多数あり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率95%を実現するための重要な支援策である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断・耐震補強工事等着手→耐震診断・耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	42,032	46,788	31,726	33,851	55,276	49,276	55,244	
①決算額（28年度は見込み）	3,887	10,270	14,594	8,800	11,363	7,275	55,244	
②人件費等	4,325	5,505	2,059	3,905	3,681	3,533		
③減価償却費	2,034	2,488	1,129	2,028	1,951	1,980		
【事務分担量】（%）	70	80	35	60	60	58		
合計（①+②+③）	10,246	18,263	17,782	14,733	16,995	12,788	55,244	
特定財源	国	住宅・建築物安全ストック形成事業費	1,755	4,966	7,113	4,368	5,615	
	都	マンション耐震化促進事業費	0	3,022	3,049	1,750	1,760	
	その他							
	一般財源							
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	耐震診断支援事業（件）	1	8	3	11	8	2	
	耐震補強設計支援事業（件）	1	1	1	0	2	0	
	耐震補強工事支援事業（件）	1	0	1	0	0	1	
	耐震建替え工事支援事業（件）	0	1	1	0	2	1	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	6,300	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	31	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	94
負担金補助等	耐震補強設計	2,000	負担金補助等	耐震診断	2,000	負担金補助等	耐震診断	5,650
負担金補助等	耐震補強工事	0		耐震補強設計	0		耐震補強設計	3,000
負担金補助等	耐震建替え工事	3,000		耐震補強工事	3,744		耐震補強工事	30,000
報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	63		耐震建替え工事	1,500		耐震建替え工事	16,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 耐震診断支援事業(件)	11	8	2	7	7	
	② 耐震補強設計支援事業(件)	0	2	0	3	3	
	③ 耐震補強工事支援事業(件)	0	0	1	3	3	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ・ 分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・ 鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する ・ 熊本地震の被害状況等の報道から、再び区民の耐震化に関する関心が高まっている。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	分譲マンションの区分所有者の合意形成に向け、分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業をPRする。	アドバイザー派遣は3回まで可能であることから、前年度の継続で実績はあったが、新規に制度を利用する管理組合はなかった。	分譲マンションセミナーの開催を利用して、アドバイザー派遣のPRを行う。
②	各分譲マンションに事業の周知を図る。	周知が行き届かず、実績に結び付かなかった。	アドバイザー派遣同様、分譲マンションセミナーの開催を利用して、事業PRを行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、耐震化を重点的に推進する。

況議 （要 旨） 問 状	○H22四定 建物の耐震改修促進策について ○H24二定 耐震化推進事業の違反建築物対象外について ○H24三定 建物耐震化推進のための方策について
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-10	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	岩本、田中、恩田、竹内	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-03	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	24年度	根拠	荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱	
終期設定	●有 ○無	37年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防止、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを実現するとともに、地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物の所有者				
内容	1 補助対象建物 ・特定緊急輸送道路（日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部）に敷地が接する建物 ・道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 2 補助内容 ・耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震建替え工事及び除却工事費用の一部を補助				
経過	平成24年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定			
	平成25年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（除却工事補助制度の新設）			
	平成26年 1月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（耐震診断期間延長、耐震補強工事補助金の加算制度の新設）			
	平成26年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（補助対象費用の限度額の引上げ、委任払い）			
	平成27年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（事業期間の延伸）			
	平成28年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（事業期間の延伸、補助対象費用の限度額の引上げ）			
必要性	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たさない沿道建物があり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援が必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		—	—	157,800	278,450	399,400	173,300	105,800
①決算額（28年度は見込み）		—	—	50,019	74,180	91,116	33,062	105,800
②人件費等		—	—	3,569	7,937	7,453	3,837	
③減価償却費		—	—	1,936	3,887	3,739	2,321	
【事務分担量】（%）		—	—	60	115	115	68	
合計（①+②+③）		0	0	55,524	86,004	102,308	39,220	105,800
特定財源	国			24,078	35,885	44,407		
	都			25,941	36,051	40,473		
	その他							
	一般財源	0	0	5,505	14,068	17,428	39,220	105,800
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	耐震診断支援事業（件）	—	—	18	14	7	5	
	耐震補強設計支援事業（件）	—	—	0	4	3	1	
	耐震補強工事支援事業（件）	—	—	0	2	2	1	
	耐震建替え工事支援事業（件）	—	—	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	24,545	負担金補助等	耐震診断	17,445	負担金補助等	耐震診断	20,300
	耐震補強設計	5,778		耐震補強設計	1,332		耐震補強設計	4,500
	耐震補強工事	40,993		耐震補強工事	14,285		耐震補強工事	32,000
	耐震建替え工事	0		耐震建替え工事	0		耐震建替え工事	35,000
	除却工事	19,800		除却工事	0		除却工事	14,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 耐震診断支援事業(件)	14	7	5	4	4	
	② 耐震補強設計支援事業(件)	4	3	1	3	3	
	③ 耐震補強工事支援事業(件)	2	2	1	1	1	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ・ 分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・ 鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	沿道建物所有者に対する個別対応等の実施	個別アプローチした結果、耐震診断を実施した対象建物が増加した。	耐震診断未実施の対象建物がゼロになるよう、引き続き個別対応等を行う。
②	耐震性が著しく低い建物の耐震改修等の促進	補助金制度を活用しての耐震改修実績はあったが、全体の実施率がまだ低い。	東京都と連携して、戸別訪問等で改修等ができない事情等を聴き取り、事業周知を行って促進する。
③	補助金を耐震診断又は耐震改修等を行う業者へ直接支払う委任払い制度を実施	申請者にとっては持ち出しが減るため、ほとんどの申請者が活用した。	引き続き対象者にメリットがある当制度を、戸別訪問時に周知して耐震改修等を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	推進	耐震診断実施率が上がっているため、耐震改修等の実施の促進に重点を移して、耐震化率向上に向けて事業を推進する。

況議 (要 会 質 問 状)	OH24二定 緊急輸送道路沿道建物の耐震の促進について
-------------------------------	-----------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-14	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	ブロック塀等撤去助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	岩本、田中、恩田、熊谷	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-04	ブロック塀等撤去助成事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠	荒川区ブロック塀等撤去事業制度要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市			
	政策	11 防災・防犯のまちづくり			
	施策	03 災害に強いまちづくりの推進			
目的	震度5強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等に面する危険なブロック塀等の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険度D（平成20年度の実態調査結果）のブロック塀等の所有者・管理者等（平成27年度末時点：86件）				
内容	1 助成対象ブロック塀等 道路に面する危険なブロック塀等（高さ1.2m超） 2 助成内容 助成金は、撤去工事費の2/3、ただし1m当たり6,000円を上限とする。 3 普及啓発活動 助成対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。 方法：戸別訪問形式 平成20年度調査結果概要〔（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。〕 危険度A 2,386件（53.6%）安全である。 危険度B 1,258件（28.3%）一応安全である。 危険度C 575件（12.9%）注意を要する。 危険度D 234件（5.2%）危険である。 合計 4,453件（100.0%）				
経過	平成20年度 ブロック塀等の実態調査 平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱制定 平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施 平成25年9月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱一部改正（→荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱、事務処理の効率化） 平成22～27年度 職員による普及啓発活動実施				
必要性	大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→撤去工事着手→撤去工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		2,056	928	928	603	503	403
①決算額（28年度は見込み）		128	158	0	143	0	185	203
②人件費等		2,616	2,541	1,239	832	773	1,074	
③減価償却費		872	933	484	338	325	683	
【事務分担量】（%）		30	30	15	10	10	20	
合計（①+②+③）		3,616	3,632	1,723	1,313	1,098	1,942	203
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	3,616	3,632	1,723	1,313	1,098	1,942	203
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	相談件数	14	36	9	9	4	5	5
	改善件数	10	32	9	70	14	3	3
	実績件数	1	3	0	4	1	2	2

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費（チラシ代）	0	需用費	消耗品費（チラシ代）	0	需用費	消耗品費	3
負担金補助等	補助金	0	負担金補助等	補助金	185	負担金補助等	補助金	200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 危険なブロック塀の改善率（数）（%）	58	58	62	66	66	危険なブロック塀数（234箇所）
	② 危険なブロック塀の改善率（長さ）（%）	62	66	69	76	76	危険なブロック塀延長（2,410.9m）
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震等による道路閉塞を防止するため、危険なブロック塀等の撤去は早急を実施する必要がある。そのため、普及啓発を確実に行うことにより、撤去工事への誘導を図る。 ・空家の増加に伴い、管理が行き届かないことによるブロック塀の老朽化が懸念される。 ・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないで撤去、改修が困難なブロック塀が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。
	他区の実況 （実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区） 実施区…文京区、台東区、豊島区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	リーフレット、ホームページ、区報等による周知徹底に取り組む。	周知を実施したが、事業による撤去が2件に留まった。	熊本地震の実例等を加えた掲載内容に再編することで、撤去を促進する。
②	Dランクのブロック塀等に対し、戸別訪問を実施する。	戸別訪問の結果、改修してDランクの状態から改善させたものも見られた。	ダイレクトメール等により戸別の周知の機会を増やす。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	震災時における通行人等の安全性の確保のため、本事業の必要性は高い。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	●	事務事業コード	10-02-15	戦略プラン	○	協働	●	業務	○	財務	○	人事
事務事業名	老朽空家住宅除却助成事業			部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課			課長名	村山			
		担当者名	岩本、田中、恩田、熊谷			内線	2827					
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-05		老朽空家住宅除却助成事業費									
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 28年度 ○ 27年度）			○ 建設事業			● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 24年度			根拠	空家等対策の推進に関する特別措置法							
終期設定	○ 有 ● 無 年度			法令等	荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱							
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画			● 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市										
	政策	11 防災・防犯のまちづくり										
	施策	03 災害に強いまちづくりの推進										
目的	危険な老朽空家住宅の除却工事に係る費用の一部を助成することにより、大地震時の安全性を向上させ、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。											
対象者等	危険な老朽空家住宅の所有者（個人又は中小企業） ※不動産販売、不動産貸付又は駐車場業等を営む方が業務のために行う除却は、対象外											
内容	1 老朽空家住宅除却助成事業 (1) 助成対象建築物 ・1年以上使用されていないことが確認できること ・住宅部分の面積が2分の1以上あること ・昭和56年5月31日以前に建築されていること ・区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたこと (2) 助成金額：除却工事費の1/2（限度額50万円） 2 危険老朽空家住宅除却助成事業の導入（平成28年度から32年度まで） ・不燃化特区を除いた区全域 ・特定空家等又は危険性が著しく高い老朽空家 ・消費税を除く除却費用の全額（限度額24,000円/㎡）											
経過	平成24年5月1日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱制定 平成26年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正 （→荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱、事務処理の効率化） 平成27年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正（助成率及び限度額の引下げ）											
必要性	倒壊や瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。											
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→老朽空家住宅の除却工事→除却工事完了→補助金交付申請→審査→助成金交付決定→補助金交付											

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	22年度								23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額	-								-	20,826	20,158	20,150	18,417	24,710
①決算額（28年度は見込み）	-								-	8,745	16,490	4,113	17,363	24,710	
②人件費等	-								-	1,239	1,248	6,829	1,763		
③減価償却費	-								-	484	507	3,576	1,195		
【事務分担量】（%）	-								-	15	15	110	35		
合計（①+②+③）	0								0	10,468	18,245	14,518	20,321	24,710	
特定財源	国														
	都														
	その他														
一般財源	0								0	10,468	18,245	14,518	20,321	24,710	
実績の推移	事項名		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
	相談件数		-	-	36	29	15	27	24						
	現場調査件数		-	-	28	27	15	27	24						
	実績件数		-	-	12	21	10	14	8						

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	現場調査	0	委託料	空家実態調査委託	8,532	報償費	協議会委員報償	688
負担金補助等	補助金	4,113	負担金補助等	補助金	8,831	需用費	協議会賄い	22
						負担金補助等	補助金	24,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 危険な老朽空家住宅の除却（件）	21	10	14	8	8	平成27年度空き家実態調査除却を促進すべき空き家 179棟
	② 不燃化特区区域外の危険な老朽空家住宅の除却率（％）				6	6	平成27年度空き家実態調査除却を促進すべき空き家 179棟
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽空家住宅は、何年も放置され管理されていないものが多いため、年々危険度が増していく。老朽空家住宅の除却を促進させるため、まず建物所有者にこの制度を知ってもらい、利用を促す必要がある。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、区民の空家管理に対する関心と、行政に対する期待が高まっている。
	<p>（実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区）</p> <p>実施区 台東区、江東区、豊島区、北区、足立区、葛飾区（いずれも空家住宅に限らない老朽建築物が対象）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	助成額の引下げもあったので、引き続きリーフレット、ホームページ、区報掲載などにより事業の情報を発信していく。	助成額の引下げがあったにも関わらず、老朽空家所有者の問題意識が高まっていることもあり、事業実績が上がっている。	27年度実施の空き家実態調査により、除却していくべき空き家の所有者が把握できたので、個別にアプローチを実施していく。
②	借地権の消滅や土地の固定資産税が上がる等の事情で、除却できずにいる問題がある。	不燃化特区のように除却後の固定資産税減免制度がないため、改善できない状況である。	区が必要とする土地であれば、取得する等をして税負担をなくせるよう、権利関係者へ働きかけていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	重点的に推進	空き家対策を総合的に強化して取り組む。

況議 （要 旨） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> ○H23二定 空地・空家等適正管理に関する条例の制定について ○H276月会議 荒川区の強靱化のための安全な街づくりについて ○H276月会議 空き家対策推進特別措置法施行にともなう区の対策強化 ○H279月会議 危険度の高い地域の空き家対策の促進 ○H272月会議 不燃化特区事業と特定空家特措法について
--------------------------	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-17	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	不燃化特区整備促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	能見
		担当者名	大沼・大内・岩本・松田	内線	2829
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-12-01	不燃化特区整備促進事業費			
	01-12-02	防災スポット整備事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 25年度		根拠	不燃化特区制度要綱、密集市街地における防災	
終期設定	●有 ○無 32年度		法令等	街区の整備の促進に関する法律	
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトにおける不燃化特区に指定された「荒川二・四・七丁目地区」及び「町屋・尾久地区」において、密集事業における主要生活道路や公園等の整備等の推進に加え、地域の不燃化を促進する重点的かつ集中的な取り組みを実施することで、木密地域の改善を一段と加速させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進する。				
対象者等	荒川二・四・七丁目地区及び町屋・尾久地区 ・老朽家屋の除却及び個別建替、共同建替等を行う建築主 ・主要生活道路の拡幅整備事業等に係る権利者又は沿道建替等の建築主				
内容	①避難経路の確保、消防活動の円滑化のため主要生活道路を幅員6mへと整備を推進する。 ②オープンスペース確保のため、公園等を整備し、防災活動拠点の形成を図る。 ③夜間にも対応する相談ステーションの設置や、地域で専門的な相談を行う住まいの相談会を開催するなど、相談活動を強化し地区内の建替えを促進する。 ④共同建替え等を行う建築主に対して、除却費、設計費、共同施設整備費等の一部を助成する。 ⑤建物除却に対する助成制度により、老朽木造建物の除却を促進する。 ⑥準耐火建築物以上の住宅に対する助成制度により、不燃化建替えを促進する。 ⑦主要生活道路沿道にて建替を行う建築主に対して、除却費、設計費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。 ⑧防災まちづくり連絡会等の住民組織の活動を支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、まちの課題の共有化を図ると共に、地区計画の策定を進める。				
経過	不燃化特区 ・荒川二・四・七丁目地区（48.5ha） 平成25年4月12日 先行実施地区整備プログラムの認定 平成25年4月26日 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定 ・町屋・尾久地区（242.6ha） 平成26年4月1日 整備プログラム認定、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定 密集事業 ・荒川二・四・七丁目地区（H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～H31）48.5ha ・町屋・尾久地区（H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～H31）242.6ha （平成27年4月 密集住宅市街地整備促進事業と統合）				
必要性	当地区は、狭あい道路や狭小敷地の木造建物が多く、災害時における地域危険度（「第7回地域危険度測定調査」：東京都）が概ね4～5と判定されている。そのため、地域の改善に資する事業を重層的に活用し、木密地域である本地域の防災性及び住環境の向上を図る必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ○防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃化建築物への建替え誘導を行う。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	—	—	—	48,428	701,349	888,869
①決算額（28年度は見込み）		—	—	—	24,422	158,803	577,031	752,526
②人件費等		—	—	—	17,708	24,301	105,893	
③減価償却費		—	—	—	8,078	10,728	51,707	
【事務分担量】（%）		—	—	—	239	330	1,515	
合計（①+②+③）		0	0	0	50,208	193,832	734,631	752,526
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		0	0	0	50,208	193,832	734,631	752,526
実績の推移	老朽建築物除却（特区制度）（棟）	—	—	—	0	8	42	55
	建替促進助成（特区制度）（棟）	—	—	—	0	8	44	75
	公園等の整備（箇所）	2	0	1	2	2	4	6
	優先整備路線の整備（箇所）	6	5	4	6	8	17	20

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品購入等	127	報酬	推進員報酬	2,549	報酬	推進員報酬	2,724
役務費	ステーション電話	1,422	共済費	推進員社会保険料	332	共済費	推進員社会保険料	391
委託料	事業推進活動委託	125,972	報償費	専門家派遣報償	182	報償費	専門家派遣報償	1,040
工事請負費	解体工事費	14,604	旅費	折衝等旅費	83	旅費	折衝等旅費	463
負担金補助等	建設事業補助金	16,677	需用費	パンフレット作成等	440	需用費	パンフレット作成等	717
			役務費	ステーション電話	1,421	役務費	ステーション電話	2,503
			委託料	推進活動、測量等	120,556	委託料	推進活動、測量等	212,027

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	61.5	62.5	63.5	65	65	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	② 不燃領域率（町屋・尾久）（%）	58.3	58.7	59.6	62	62	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・建替えをしない理由として、資金不足や高齢による建替え意欲の低下が大きな要因となっている。 ・老朽建物の除却については、資金の問題、固定資産税等の増加、権利関係の輻輳等であり、除却費の支援、過大となる税負担へ対応、専門家のサポートなどが課題である。 ・一定の広さの用地取得だけでなく、防災上有効な空地としての活用が見込まれる小規模な用地も取得し、さらなるオープンスペースの確保を図っていくことが必要である。 ・不燃化特区の事業についての周知を積極的に行っているが、実際に老朽木造建築物の建替えや除却の促進につながるよう、権利者の意識醸成をさらに図っていくことが必要である。
	他区の実況 （実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 53地区 約3,100ha

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	危険老朽空き家ゼロ作戦を実施するとともに、27年度も引き続き各戸訪問・出前説明会の開催に加え、住まいの相談会を拡充する。	除却事業の実績が上がっている。また、住まいの相談会の開催を年間5回に拡充し、各回の来場者数も確実に増加している。	引き続き、危険老朽空き家ゼロ作戦を実施するとともに、各戸訪問等で得た情報を活用し、ターゲットを絞った事業推進活動を行う。
②	優先整備路線のうち、4つの路線を「重点整備路線」と位置付け、早期の整備を目指す。	「重点整備路線」の早期整備を進めるために、用地取得を主業務とする「用地係」を新設し、体制の強化を図った。（整備144.7m）	引き続き、「重点整備路線」の早期の整備を目指す。
③	公園、広場等の隣接地を積極的に用地取得を行うとともに、小規模な用地を取得し、「防災スポット」として整備を進めていく。	用地取得により、公園等の拡張整備を3件行った。（約770㎡）	用地情報を積極的に収集し取得につなげるとともに、民間未利用地を無償借受けし、防災スポットとしての整備を進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	木密地域の改善を一段と加速させるため、密集事業や不燃化促進事業とも連携し、本事業を重点的に推進する。

況 議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	H25・4定：町屋地域の発展に向けて（町屋二・三・四丁目の整備対策）
	H26・1定：不燃化十年プロジェクト地域の「旧耐震基準木造老朽家屋」の建て替え促進について
	H26・9月：不燃化特区整備プログラムの、平成32年度までの取り組みについて
	H27・9月：補助90号線拡幅について
	H28・2月：災害対策、街づくりについて

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			需用費	共用部電気、水道料	461	需用費	共用部電気、水道料	932
			役務費	口座振替手数料	1	役務費	口座振替手数料	3
			委託料	指定管理料	3,124	委託料	指定管理料	1,746
			使用料等	借上住宅料	7,054	使用料等	借上住宅料	7,054
			負担金補助等	防災センター負担金	5,025	負担金補助等	防災センター負担金	1,139

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 入居を希望する事業協力者の入居率（%）			100	100	100	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	密集住宅市街地整備促進事業及び都市防災不燃化促進事業の進捗に合わせ、適切な住戸数を確保する必要がある。
	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川二丁目住宅について、貸主のUR都市機構と密集事業を所管する防災街づくり推進課と調整を行い、適切な住戸数を確保する。	荒川二丁目住宅について、貸主のUR都市機構と密集事業を所管する防災街づくり推進課と調整を行い、すべての入居希望者が入居できた。	密集事業等の進捗に合わせ、適切な住戸数の確保に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	推進	密集住宅市街地整備促進事業等の推進のため、代替住宅の供給は重要である。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月24日建設環境委員会 平成26年11月14日建設環境委員会 平成27年2月20日建設環境委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 従前居住者用住宅の使用料、使用期間等について 従前居住者用住宅の使用料、所得要件等について 従前居住者用住宅の指定管理者の指定について
------------------------------------	---	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-05-14	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	主要生活道路拡幅整備事業	部課名	防災都市づくり部道路公園課	課長名	大木
		担当者名	坂本	内線	2737
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-04-01	主要生活道路拡幅整備費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		●建設事業 ○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	密集市街地における防災街区の整備に関する法律	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市			
	政策	11 防災・防犯のまちづくり			
	施策	03 災害に強いまちづくりの推進			
目的	木造住宅が密集し公共施設（道路・公園・広場等）が未整備な地域において、地域の防災性を向上させるとともに良質な住環境への改善を図る。				
対象者等	主要生活道路（優先整備路線）における拡幅対象用地				
内容	<p>・密集住宅市街地整備促進事業地区（荒川五・六丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、荒川二・四・七丁目地区、尾久中央地区）の整備計画等に定める優先整備路線を幅員6mに拡幅する。</p> <p>※密集住宅市街地整備促進事業費【国補助1/2】【都補助1/4】…密集事業地区</p> <p>・事業の流れ</p> <p>①拡幅に協力していただく沿道地権者の意向確認を防災街づくり推進課で行う。</p> <p>②意向確認が得られた段階で、経理課が用地買収の折衝事務および契約締結事務を担当する。</p> <p>③施設管理課において取得と同時に用地を区道に編入するための道路区域変更手続きを行う。</p> <p>④事務手続きが終了した後に、防災街づくり推進課からの拡幅整備依頼に基づき、道路公園課において拡幅整備工事を実施する。</p>				
経過	・平成19年度～：主要生活道路の拡幅整備工事開始				
必要性	密集市街地における防災性の向上や居住環境の改善を図るために必要である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 小規模な工事については、単価契約において実施（細街路拡幅整備工事と併せて契約）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		194,327	61,804	178,287	40,504	107,806	258,476	44,650	
①決算額（28年度は見込み）		193,036	61,802	176,533	40,228	103,275	250,552	44,650	
②人件費等		1,364	7,424	4,597	1,248	1,082	7,003		
③減価償却費		494	3,017	1,839	507	455	3,106		
【事務分担量】（%）		17	97	57	15	14	91		
合計（①+②+③）		194,894	72,243	182,969	41,983	104,812	260,661	44,650	
特定財源	国	密集住宅市街地整備促進事業費	92,093	13,716	79,430	18,136	47,360	118,554	8,000
	都	密集住宅市街地整備促進事業費	46,046	6,858	39,715	9,068	23,680	59,277	4,000
	その他								
	一般財源		56,755	51,669	63,824	14,779	33,772	82,830	32,650
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	整備件数(件)	6	5	4	6	7	18		

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
工事請負費	拡幅整備工事	9,911	工事請負費	拡幅整備工事	24,596	工事請負費	拡幅整備工事	44,650
公有財産購入費	用地取得費	93,363	公有財産購入費	用地取得費	225,956			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 整備延長累計(m)	1,093.1	1,145.6	1,313.8	1,550.6	1,550.6	目標延長:9,432m（両側換算）
	② 整備率(%)	11.6	12.1	13.9	16.4	16.4	整備延長／目標延長
	③						

問題点・課題 (指標分析)	本事業は用地取得を行い道路整備を行うことから、様々な関係権利者間の調整を行いながら整備を進める必要がある。
	他区の実況 (実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区) 事業終了区 2区：文京・大田

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	26年度の結果を踏まえ、より迅速に、より正確に、より安全に施工するよう、その手法を検討する。	近接の建築工事業者が工期の遅れが目立ったので、頻繁に定期的に連絡を取ることで、工程調整を円滑に進めたが、この手法は評価できる。	関係権利者等への連絡を密にして、より迅速に、より正確に、より安全に施工する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	木密地域の改善を一段と加速させるため、本事業を重点的に推進する。

況 (要旨)	議会質問状
-----------	-------

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 住宅の耐震化率（％）	82	82	83	85	85	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数 32年度目標95%
	② 民間特定建築物の耐震化率（％）	86	95	95	96	96	32年度目標100%
	③ 防災上重要な公共建築物の耐震化率（％）	98	99	100	100	100	32年度目標100%

（問題点・課題分析）	改定した耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、今後も普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図り、手厚い補助制度等を積極的に利用してもらい、建替え、耐震補強につなげていくことが課題となっている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成25年度版住宅土地統計(27年6月発表予定)に基づき、あらためて耐震化率を割出し、耐震改修促進計画を年内に改正する。	平成28年3月に耐震改修促進計画を改定し、平成32年度までの目標値を設定した。	平成32年度の目標値達成に向けて、更なる普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図るため、本促進計画の必要性は高い。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--